

国立大学法人山梨大学役員給与規程

平成16年 4月 1日制定
平成17年11月15日改正
平成18年 3月22日改正
平成21年 5月28日改正
平成21年11月25日改正
平成23年 1月31日改正
平成24年 5月29日改正
平成25年 6月26日改正
平成26年11月28日改正
平成27年 3月27日改正
平成28年 1月27日改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定に基づき国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）の役員給与について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 常勤の役員給与は、俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

2 非常勤の役員給与は非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項の給与は、役員指定する役員名義の金融機関等へ振り込むことにより支払うことができるものとする。

3 いかなる給与も、学長が定めた諸規程に基づかずに役員に対して支給しない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与期間)

第4条 給与の計算期間は、一月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第5条 役員給与の支給定日は次の表に掲げるとおりとする。

区 分	報酬の種類	支 給 定 日
常勤の役員	俸給，地域手当， 広域異動手当，通 勤手当	その月の17日（この項において，毎月17日を「支給定日」という。）に支給する。ただし，支給定日が日曜日に当たるときは，支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは，支給定日の前日に支給する。
	期末特別手当	6月30日及び12月10日（この項において，6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし，支給定日が日曜日に当たるときは，支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは，支給定日の前日に支給する。
非常勤の役員	非常勤役員手当	翌月の17日（この項において，毎月17日を「支給定日」という。）に支給する。ただし，支給定日が日曜日に当たるときは，支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは，支給定日の前日に支給する。

（常勤の役員の俸給）

第6条 常勤の役員の俸給月額，次のとおりとする。

役員名	俸給月額
学 長	1,035,000 円
理 事	895,000 円
	818,000 円
	761,000 円
	706,000 円
	634,000 円
監 事	706,000 円
	634,000 円

2 前項に定める理事及び監事の俸給月額は，学長が個別に決定する。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当は月額とし，次に掲げる額に当該額に対して常勤職員に適用される地域手当の支給率を乗じて得た額を加算した額とする。

役員名	役員手当
理事及び監事	201,000 円

（月の中で就任又は退職した場合の給与）

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤の役員の就任当月分の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。以下、この項及び次項において同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を俸給の月額から控除した額とする。

2 月の末日以外の日において退職（解任を含む。以下同じ。）したときは、常勤の役員の退職当月分の俸給は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を俸給の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与の月額の全額を支給する。

3 前各項の取扱いは、非常勤役員の給与支給に準用する。

（給与の日額）

第9条 前条に規定する給与の日額は、当該月額を当該月の土曜日、日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

（地域手当）

第9条の2 地域手当は、国立大学法人山梨大学職員給与規程第13条に定める職員の例に準じて支給する。

（広域異動手当）

第9条の3 広域異動手当は、国立大学法人山梨大学職員給与規程第13条の2に定める職員の例に準じて支給する。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、国立大学法人山梨大学職員給与規程第15条に定める職員の例に準じて支給する。

（期末特別手当）

第11条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、第5条で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し又は死亡した場合はその日現在）において当該役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれに対する広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加えた額を基礎額として、当該基礎額に表1に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における

その者の在職期間の区分に応じて、表2に定める割合を乗じて得た額とする。

表1 期末特別手当支給割合

支給月	支給割合
6月	100分の150
12月	100分の165

表2 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 前項に定める在職期間には、当該役員としての在職期間のほか、当該役員となった日の前日に引き続く本学職員としての期間若しくは国、都道府県、独立行政法人通則法第2条第1項の規定に基づき個別法により設置された法人、国立大学法人法に基づき設置された他の国立大学法人又は国立大学共同利用機関法人及び学長がこれらに準ずる機関として認めた機関に在職していた期間を含むものとする。
- 4 第2項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその他の事情等を勘案し経営協議会に諮った上で、学長が、その職務実績に応じ、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(非支給及び支給の一時差止等)

第12条 次の各号に該当する役員には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第2号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は支給しない。

- (1) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (2) 次項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 2 学長は、支給日に期末特別手当を支給することとされている役員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定めら

れているものに限るものとし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末特別手当に関する制度の適性かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 3 前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、学長が定める処分説明書を受領した日から60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取り消しを申し立てることができる。
- 4 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（端数の取扱い）

第13条 この規程による計算において給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の改定)

第14条 この規程による給与を改定する必要がある場合には、原則として次年度の4月1日から行うものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

(雑則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(平成21年6月に支給する期末特別手当における読替)
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当にあつては、第11条第2項表1中の「100分の160」を「100分の145」に読み替えるものとする。

附 則 (平成17年11月15日)

(施行期日)

- 1 この規程は、決定の日の属する月の翌月の初日（決定の日が初日であるときは、その日）から施行する。
(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する読替)
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当にあつては、第11条第2項表一中の「100分の175」とあるのは、「100分の171.5」と読み替えるものとする。

附 則 (平成18年3月22日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
(常勤役員に係る経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日から引き続いて在任中（施行日後に再任された場合を除く。）である常勤の役員であつて、第6条第2項に基づき学長があらためて当該役員の俸給月額の変更に係る決定をしない場合においては、第6条第1項に定める俸給月額によらず、なお施行日の前日において適用されていた俸給月額を支給する。
(非常勤役員に係る経過措置)
- 3 この規程の施行日の前日から引き続いて在任中（施行日後に再任された場合を除く。）である非常勤の役員においても前項を準用（前項における「第6条第1項」を「第7条」に、「俸給月額」を「非常勤役員手当」にそれぞれ読み替える。）する。
(経過措置期間中の地域手当等)
- 4 第2項が適用される役員（前項により第2項を準用する非常勤役員を含む。）について

は、その適用を受ける間、第9条の2に基づく地域手当は支給（前項により第2項を準用する非常勤役員にあっては、第7条本文後段による地域手当相当の加算は）しない。

附 則（平成21年5月28日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月25日）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成24年5月29日）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日）

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月28日）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

（平成26年12月に支給する期末特別手当に関する読替）

- 1 平成26年12月に支給する期末特別手当にあっては、第11条第2項表1の「100分の155」を「100分の170」に読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月27日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（常勤役員に係る経過措置）

- 2 この規程の施行日の前日から引き続いて在任中（施行日後に再任された場合を除く。）である常勤の役員であって、第6条第2項に基づき学長があらためて当該役員の俸給月額を区分を変更する決定をしない場合においては、第6条第1項に定める俸給月額によらず、なお施行日の前日において適用されていた俸給月額を平成30年3月31日まで支給する。

（非常勤役員に係る経過措置）

- 3 この規程の施行日の前日から引き続いて在任中（施行日後に再任された場合を除く。）である非常勤の役員においても前項を準用（前項における「第6条第1項」を「第7

条」に、「俸給月額」を「非常勤役員手当」にそれぞれ読み替える。)する。

附 則 (平成28年1月27日)

この規程は、平成28年1月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。